平成２１年（フ）第７８３６号
大阪市東淀川区井高野２丁目９番２号　和田マンション201号
債務者　松岡　　武
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９６０号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目35番３―204号
債務者　立浪　八郎
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１０５号
大阪府寝屋川市黒原城内町31番７号
債務者　寺地真奈美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２０６号
大阪市西成区鶴見橋２丁目７番５号　双葉荘５号
債務者　長谷川こと　金　　君江
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２１１号
大阪市生野区勝山南１丁目８番18号
債務者　大脇　　博
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３６６号
大阪市住之江区西住之江２丁目10番16号
債務者　中馬　嘉美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４０５号
大阪府茨木市南安威２丁目４番５―502号
債務者　松元美紀子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２４号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目５番17号　イシイハイツ102
債務者　倉住龍太郎
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４３５号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目３番11号　ソフィア文の里101号
債務者　荒　　禎子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４４２号
大阪府豊中市曽根東町５丁目12番15号
債務者　津田　哲生
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４６７号
大阪府大東市平野屋２丁目４番15号　ＪＡセピアⅡ番館302号
債務者　藤本　幸子（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４８３号
大阪市城東区中浜２丁目18番21号
債務者　香川　信夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５０９号
大阪府門真市北巣本町２番50号
債務者　泉　　和也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５１０号
大阪市生野区鶴橋５丁目19番９号　グローバルハイツ鶴橋５－Ａ
債務者　鈴木　正行
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５１８号
大阪府豊中市今在家町21番12号
債務者　木村　輝子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５３２号
大阪市西淀川区大和田５丁目６番６号
債務者　荒井　由香
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５３３号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ22―410号
債務者　田中智江子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３７号
兵庫県加西市常吉町674―14　淡路共正陸運株式会社内、住民票上の住所佐賀県杵島郡白石町大字遠江4370番地
債務者　髙尾　文秋
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　神戸地方裁判所社支部